平成30年度

生駒市地域防災計画修正(案)新旧対照表

生駒市防災会議

頁行目等	修正前	修正後(案)	修正理由
頁行目等 P10 第1部 総則第2章 生駒で概況 と災第1所 現況 2 社会特性	修 正 前 2 社会特性 (1)人口 本市の人口は、約12万人、4万9千世帯(平成28年2月1日現在)となっており、人口減少化の社会潮流の中においても、大阪大都市圏のベッドタウンとしての発展は続いており、継続して人口はゆるやかに増加している。 ただし、推計人口については平成32年でピークを迎え、その後ゆるやかに減少すると予想されている。 また、年齢別人口構成における老齢人口比率は、約25%(平成28年2月1日現在)であり、県平均と比べると低いが、平成38年には、30%を超えることが予想されている。なお、流出人口が42,890人、流入人口が14,710人(平成22年度国勢調査)であり、昼間は人口の約36%が市外へ出ている。 (2)土地利用 本市は、地目別土地面積では、宅地が約35%、山林が約34%、田・畑が約23%の順に占める割合が高い(平成25年1月1日現在)。また、本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうちの40.2%が市街化区域に指定されている。なお、人口集中地区は、13.5km²(平成22年度国勢調査)と市域の約25%を占めており、近年拡大している。	修 正 後 (案) 2 社会特性 (1)人口 本市の人口は、約12万人、5万世帯(平成31年2月1日現在)となっており、大阪大都市圏のベッドタウンとして発展してきた町である。 推計人口については、今後ゆるやかに減少すると予想されている。また、年齢別人口構成における老齢人口比率は、約25%(平成31年2月1日現在)であり、県平均と比べると低いが、平成38年には、30%を超えることが予想されている。なお、流出人口が41,999人、流入人口が15,624人(平成27年度国勢調査)であり、昼間は人口の約36%が市外へ出ている。 (2)土地利用 本市は、地目別土地面積では、宅地が約36%、山林が約33%、田・畑が約23%の順に占める割合が高い(平成29年1月1日現在)。また、本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうちの約40%が市街化区域に指定されている。なお、人口集中地区は、13.6km²(平成27年度国勢調査)と市域の約25%を占めており、近年拡大している。 (3)交通体系 本市の幹線道路は、北部を東西に通る国道163号と中北部を南北に通る県道枚方大和郡山線、	修 正 理 由 年度更新
2 社会特性	れている。 なお、人口集中地区は、13.5km² (平成22年度国勢調査)と市域の約25%を占めており、近年拡大している。 (3)交通体系 本市の幹線道路は、北部を東西に通る国道163号と中北部を南北に通る県道枚方大和郡山線、中央部を南北に通る国道168号、そして南部を東西に通る国道308号、阪奈道路、第二阪奈道路があり、格子状にネットワークを形成している。 鉄道は、生駒駅を中心に、近畿日本鉄道㈱の各路線として、東西に奈良線、けいはんな線が通り、南へ生駒線が伸びており、また、生駒山頂へ生駒ケーブルが通っている。バスは、生駒駅前を主要バスターミナルとして、市域にバス路線が整備されている。(4)防災上の留意点 古くから形成された集落では、大規模地震発生時には、強い揺れによる建物倒壊、また、木造住宅の密集、道路狭小などによる火災の拡大により、被害が甚大になる可能性がある。 一方、住宅都市として発展してきた本市は、今後、急速な高齢化の進行等が予想されるため、地域の防災力の低下に留意が必要である。その他、防災に関連する主な社会特性を以下に示す。	拡大している。 (3) 交通体系	
	-	88km の世際にある。	

P 1 1

第1部

総則

第2章

生駒市の概況

と災害特性

風水害特性

1 既往災害

第2節

|第2節 風水害特性

1 既往災害

本市に人的被害をもたらした風水害は、生駒市誌等の記録で確認できるものでは、次の5例があり、 梅雨前線に伴う集中豪雨や台風によるものであった。

種別 市内の 市内の 摘要 (発生年月日) 人的被害 家屋被害 室戸台風 死者6名 台風に伴う強風により、北倭第四尋常 不明 重軽傷者 14 名 小学校が倒壊し、児童6名が死亡。 (昭和9年9月21日) 第2室戸台風 全壊 169 戸 県内の死亡事例はいずれも強風に伴 重軽傷者 66 名 (昭和36年9月16日) 半壊 162 戸 う建物倒壊が原因であった。 集中豪雨 死者2名 全壊3戸 梅雨前線が低気圧を刺激して発生し (昭和41年7月2日) 重傷者1名 半壊3戸 た大雨に伴う土砂災害 昭和47年7月豪雨 全壊3戸 南下する梅雨前線を台風が刺激して 軽傷者1名 (昭和47年7月11~14日) 半壊4戸 発生した大雨に伴う洪水害。 平成 29 年台風 21 号 全壊なし

なお、近年、人的被害に至らずとも、家屋に浸水被害をもたらした主な風水害の状況等については、 資料集に示す。

半壊なし

強風にあおられ転倒。

→ 資料集 1-1-1 生駒市で発生した主な風水害

(平成 29 年 10 月 22 日)

2 風水害

水害は、その災害の形態により、洪水害、土砂災害等に分類される。

重傷者1名

その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示す通りである。

災	害の種類	特性	発生地域	誘因	関係する主な 気象現象
洪	外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ出し(溢流・破堤などにより)浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
水害	内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量 の降雨等により市街地の排水が困 難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内 地や低地あるいは開発 が進んでいる丘陵地や 台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
土	斜面崩壊	斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、 雷雨
砂災	地すべり	斜面崩壊よりも大規模・継続的で、 徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層、変成岩、火山 性変質岩地等比較的緩 傾斜地	長雨 大雨 融雪	低気圧、前線
害	土石流	水と土石(石・砂・泥)が一体と なって、高速で渓床を流下する。	山地の渓床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、 雷雨
風害		強風による風圧で発生する。		強風	台風、低気圧、前線、 竜巻

本市には、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして、県が水位周知河川に指定した竜田川と富雄川がある。

また、近年は、全国的に局地的大雨(ゲリラ豪雨)が多発しており、側溝・下水道や排水路が水を さばききれなくなり、また、河川の水が逆流するなどして浸水してしまう内水氾濫が増加傾向にある。 さらに、山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害の潜在的なリスクは高いものの、生駒 山地の本市側の斜面が比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが

第2節 風水害特性

1 既往災害

本市に人的被害をもたらした風水害は、生駒市誌等の記録で確認できるものでは、次の6例があり、 梅雨前線に伴う集中豪雨や台風によるものであった。

種別	市内の	市内の	摘要
(発生年月日)	人的被害	家屋被害	
室戸台風	死者 6 名	不明	台風に伴う強風により、北倭第四尋常
(昭和9年9月21日)	重軽傷者 14 名		小学校が倒壊し、児童6名が死亡。
第2室戸台風	重軽傷者 66 名	全壊 169 戸	県内の死亡事例はいずれも強風に伴
(昭和36年9月16日)		半壊 162 戸	う建物倒壊が原因であった。
集中豪雨	死者 2 名	全壊3戸	梅雨前線が低気圧を刺激して発生し
(昭和 41 年 7 月 2 日)	重傷者 1 名	半壊3戸	た大雨に伴う土砂災害。
昭和 47 年 7 月豪雨 (昭和 47 年 7 月 11~14 日)	軽傷者1名	全壊3戸半壊4戸	南下する梅雨前線を台風が刺激して 発生した大雨に伴う洪水害。
平成 29 年台風 21 号 (平成 29 年 10 月 22 日)	重傷者1名	全壊なし 半壊なし	強風にあおられ転倒。
平成 30 年台風 21 号 (平成 30 年 9 月 4 日)	軽傷者1名	全壊なし 半壊なし	自転車運行中転倒。

なお、近年、人的被害に至らずとも、家屋に浸水被害をもたらした主な風水害の状況等については、資料集に示す。

→ 資料集 1-1-1 生駒市で発生した主な風水害

2 風水害

水害は、その災害の形態により、洪水害、土砂災害等に分類される。

その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示す通りである。

災害の種類		特性	発生地域	誘因	関係する主な 気象現象
洪	外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ出し(溢 流・破堤などにより)浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
水害	内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量 の降雨等により市街地の排水が困 難になり浸水する。	河川の中・下流域の堤内 地や低地あるいは開発 が進んでいる丘陵地や 台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
土	斜面崩壊	斜面を構成する物質が降雨等によ り安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、 雷雨
砂災	地すべり	斜面崩壊よりも大規模・継続的で、 徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層、変成岩、火山 性変質岩地等比較的緩 傾斜地	長雨 大雨 融雪	低気圧、前線
害	土石流	水と土石(石・砂・泥)が一体と なって、高速で渓床を流下する。	山地の渓床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、 雷雨
風害		強風による風圧で発生する。		強風	台風、低気圧、前線、 竜巻

本市には、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして、県が水位周知河川に指定した竜田川と富雄川がある。

また、近年は、全国的に局地的大雨(ゲリラ豪雨)が多発しており、側溝・下水道や排水路が水を さばききれなくなり、また、河川の水が逆流するなどして浸水してしまう内水氾濫が増加傾向にある。 さらに、山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害の潜在的なリスクは高いものの、生駒 山地の本市側の斜面が比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが

平成30年度分追記

				第 2 節 · 白	 主防災会の育成		
		現在、市内 127 自治会	のうち 120 の自治会で自主防災会が結成	現状		127 自治会のうち 122 の自治会で自主防災会が結成	年度更
計画	- 導を行うなど地域:	コミュニティでの共助	活動、子どもや災害時要援護者の避難誘が重要である。しかしながら、住民の価地域のコミュニティ意識が希薄になって	課題	導を行うなど地域コミュニテ	消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘ィでの共助が重要である。しかしながら、住民の価行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になって	
ī災力	防災活動への取組み	xについて啓発し、自)運営や活動には、女	感の醸成に努めるとともに、住民組織の 主防災会の育成に努める。 性が積極的に参画できるよう意識改革や	基本方針	防災活動への取組みについて また、自主防災会の運営や活	地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の 啓発し、自主防災会の育成に努める。 動には、女性をはじめあらゆる立場の人々が積極的 参画促進に向けた取組みを推進する。	表現の
	1 自主防災会結成の促進		総務部	1 自主防经		総務部]
会の			ことなどにより自主防災会の結成を促進	市は、災害		浦助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進	
	2 自主防災会の育成		総務部、消防本部	2 自主防犯	 災会の育成	総務部、消防本部	
	市は、防災に関する訓練、講座、提供し、自主防災会に対する意識の		等により、防災に関する様々な情報を提 その育成、指導を推進する。			の職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提るとともに、その育成、指導を推進する。	
	3 自主防災会の防災活動		自主防災会	3 自主防犯	災会の防災活動	自主防災会	
	通じ、住民同士のコミュニケーシまた、活動は、消防団、近隣の日 委員、市社会福祉協議会、市民活動	ョンを深め、助け合え 目主防災会、地域の企 助団体(NPO)、P 策々な団体との連携に	画(活動計画)を定め、訓練の開催等を る地盤をつくる活動を行う。 業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童 「A等地域で活動する公共的団体、学校、 努めるとともに、女性や若年層、昼間市	通じ、住民 また、活動 委員、市社会 医療施設、社	司士のコミュニケーションを深め は、消防団、近隣の自主防災会 会福祉協議会、市民活動団体(N	約、防災計画(活動計画)を定め、訓練の開催等を の、助け合える地盤をつくる活動を行う。 、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童 PO)、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、 ことの連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市	
	4 防災リーダーの育成と活用		総務部、消防本部	4 防災リー	 −ダーの育成と活用	総務部、消防本部	-
	市は、地域防災の中心として情報 防災活動の技術を習得した地域の		行うことができる、災害に対する知識や なと活用に努める。		5災の中心として情報の収集や伝 支術を習得した地域の実践的リー	達・発信を行うことができる、災害に対する知識や -ダーの育成と活用に努める。	
	5 地域防災への貢献		市民	5 地域防災	 災への貢献	市民	-
	市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。		5 地域防災への貢献 市民 市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。				

	liter	- 		lite		hte of the
頁行目等	修	正 前 ————————————————————————————————————		修 正 	· 後(案) 	修正理
P23 第2部 災害予防計画 第1章 市民の防災力	地域実働防災訓練、災害時効果的な防災対策を推進し 効果的な防災対策を推進し 多数の主体が参加・連携し ある。 防災関係機関と連携して、 加を得た訓練を実施する。	被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上訓練、 徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施している。 ていくためには、各主体単独による訓練だけでなく、 た訓練の実施を通じて相互補完性を高めていく必要が 女性や災害時要援護者の参画を含め、多くの市民の参 画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力の向	第3節 防犯 現状 課題 基本方針	地域実働防災訓練、災害時徒 効果的な防災対策を推進して 多数の主体が参加・連携した ある。 防災関係機関と連携して、女 加を得た訓練を実施する。	害を想定し、総合防災訓練をはじめ、 歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施していくためには、各主体単独による訓練 訓練の実施を通じて相互補完性を高め 性や災害時要援護者の参画を含め、多 的かつ体系的に実施し、組織的に災害	ている。 東だけでなく、 めていく必要が 多くの市民の参
の向上 第3節 防災訓練の実 施	消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、 ンティア等が参加する総合防災訓練を実施 なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加 できる内容を盛込むなど、実践的な訓練と また、訓練後には評価を行い、必要に応じ 2 その他の個別訓練 市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防 訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の到	者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に参加 なるよう努める。 にて体制等の改善に努める。 各部 「訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集	消防、警察、 ンティア訓練に できる。 また、訓練を 2 その他の 市は、災害対 なお、各訓練	特に迅速・的確に活動できる <mark>態勢</mark> 自衛隊、学校、医療関係者、ラ ぶ参加する総合防災訓練を実施す は、様々な条件を設定し、参加者 と盛込むなど、実践的な訓練とな 後には評価を行い、必要に応じて)個別訓練 効果的な時期を選定し、消防訓 対応図上訓練等の個別訓練の実施	自身の判断が求められる内容や市民が さるよう努める。 (体制等の改善に努める。 各部 (練、水防訓練、避難訓練、災害救助)	語彙の適切(の) が主体的に参加 訓練、非常参集
	3 防災関係機関や企業等の訓練 防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が実施する防災総合訓練や地域が実施する防 4 自主防災会の訓練 自主防災会は、市の支援を得て、避難訓練 伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努め	自主防災会 東、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・ のる。 を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。 市民	3 防災関係 防災関係機関 実施する防災 4 自主防災 自主防災会に 伝達訓練等の なお、各訓 5 訓練への	機関や企業等の訓練場や企業等は、自ら従業員等が参い。総合訓練や地域が実施する防災会の訓練は、市の支援を得て、避難訓練、の市民参加型訓練の実施に努める練は、女性、災害時要援護者を	含む多くの市民が参加できるよう配成 市民	練、情報収集・

第2章 行政の防災体制の整備 第3節 防災体制の整備 第3節 防災体制の整備 第4 所能を決している。 第5節 防災体制の整備 第4 所能を対している。 第5節 防災体制の整備 第4 所能を対している。 第5節 防災体制の整備 第4 所能と対している。 第5節 防災体制の整備 第5節 防災体制を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	頁行目等				修	正後(案		修正理	
製成 お人研修や以内医上記補等を達して、場質動質や任務分恒、災害時の活動手帳等 について原加を図っている。 実施の対している。 現成 表別の作用は、政治成大や社会や活の混乱を招く大きな原因ともなると 現成 の工作の大学の原本を発表とたり、政治が大変を加えている。 現成 の工作の原本を表示文とが規定を指定、資格材やの整備は特に 現実である。 工作大学内の原本を示意文とが規定を指定、資格材やの整備は特に 現実である。 現まである。 現までより、 工作大学内の原本を示意文とが規定が構造的を目標に実施するため。 図、 事能で大学内の原本を示意文とが規定が構造的を目標に実施するため。 図、 事能で大学内の原本を示意文とが規定が構造的を目標に実施するため。 図、 事能で大学の原本を含めた必要が対している。 現立である。 現まである。 現まが出版の原本が最近の協力を含めた総合的かつー体的が原体の整備 市民公主、必対の国体及が可能の協力を含めた総合的かつー体的が原体を関立で、 現まの意と体制の整備 市民公主、総務部 市民公主、を添加め、 の支護に関するが発生した場合のが活を事に得えて、年度初明あるいはを変になった。 現実部の製質連絡体制の整備 市民公主、総務部 市民、実施な変更時には、実質さるもみ、企業の活を経済のできるとがと、企業にはて、現場の会産者を対して、現る所を実施を対象とした場合のが活を事に得えて、年度初明あるいはを変になった。 現実部の製質連絡体制の整備 市民公主、総務部 市民、実施な変更時には、実質さるもみの活を事に得えて、年度初明あるいはを変になった。 現実部の製質連絡体制の整備 市民公主、総務部 市民、実施な変更時には、実質さるもの、実施的の経済を確認して、また、対象の制度が確認してい、現である対象が影を動して、実施の影との表と表し、実施の影との表と表し、実施の影との表と表し、実施の影との主、実施の影との表と表し、実施の影との表と、実施の影との意とが、実施の影との連絡を指述、実施の影との意とが記述を表していままできると述と、 現実的体験型を表しました場合のが表が発きる。 現実の意と表に、実施の製造を表しました場合のが、実施の影との表と表に、といまの表に、 現実の意と表に、 現まの表に、 対象の表に、 対象の関係を表に、 対象の表に、 対象の表に、 対象の関係を表に、 対象の関係を表に、 対象の関係を表に、 対象の関係を表に、 対象の関係を表に、 対象の関係を表に、 対象の表に、 対象を表に、 対象の表に、 対象を表に、 対象の表に、 対象の表に、 対象の表に、 対象の表に、 対象の表に、 対象の表に、 対象の表に、 対象の表に、	2 7	第2章 行政の防災体制の整備			第2章 行政の防災体制の整備				
現状 お人類像や災害医上脚体等を達して、場質動員や任務分担、災害時の活動手所等 現状 京小の工質が変わっている。					第1節 防	災体制の整備			
2 章	2 部		新人研修や災害図上訓練等を通じて	て、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等		新人研修や災害図上訓練		や任務分担、災害時の活動手順等	
(の防災体 整備		課題	め、事前に大災害の発生を見据えた			め、事前に大災害の発生			
体制の整		基本方針	災害時に、災害対策諸活動を円滑に 携を図るとともに、公共的団体及び			災害時に、災害対策諸活 携を図るとともに、公共			
株制の整 また、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握し、災害初期の情報収集等の応 会対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所が遺職員をあらかじめ指名する。 2 災害時の職員連絡体制の整備 市長公宝、総務部 市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に偏えて、年度初頭あるいは 必要に応じて、職員緊急連絡体制の整備 市長公宝、総務部 市は、大規模な災害時には、災害な急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進 する。 3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄 総務部 市は、市域に関わる防災関係機関との連携 総務部 市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災潜動体制の整備・充実に努める。 5 市業務継続計画(BCP)の作成 総務部 市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断セす、中断してもできるだけ早		1 災害応急	急体制の整備	市長公室、総務部	1 災害応急	急体制の整備	市長公	公室、総務部	
急対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所を開設する避難所派遣職員をあらかじめ指名する。 2 災害時の職員連絡体制の整備 市長公室、総務部 市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは 必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。 3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄 総務部 市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物質が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。 4 防災関係機関との連携 市は、市域に関わる防災間係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 5 市業務継続計画(BCP)の作成 総務部 市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早	体制の整			『動マニュアルを見直し、研修や訓練を通じて 、		.,,,,	だに、職員初動マニュアハ	ンを見直し、研修や訓練を通じて、	
市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。 3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄 総務部 市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。 4 防災関係機関との連携 市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 5 市業務継続計画(BCP)の作成 総務部 市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早									
必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。 3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄 総務部 市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。 4 防災関係機関との連携 市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 5 市業務継続計画(BCP)の作成 総務部 市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早									
□ 市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。 4 防災関係機関との連携 市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 5 市業務継続計画(BCP)の作成 市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早									
なくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。 4 防災関係機関との連携 市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 5 市業務継続計画(BCP)の作成 市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早		3 災害応急	会対策活動に従事する職員用物資の備	蓄 総務部	3 災害応急	急対策活動に従事する職員用	用物資の備蓄 市長公	全 、総務部	追記
市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 「おりずる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 「おりずる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 「おりずる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 「おりずる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 「おりずる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 「おりずる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 「おりずる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。		なくなること			なくなること				
実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 5 市業務継続計画(BCP)の作成 総務部 市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早 「市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早		4 防災関係	 系機関との連携	 総務部		 系機関との連携		ß	
市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早		市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が 実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。 5 市業務継続計画(BCP)の作成 お務部 市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早							
				5 市業務約	継続計画(BCP)の作成	総務部	R		
続計画(BCP)を作成し、その運用に努める。				急に復旧させ	せる業務継続を戦略的に実現	見するため、大規模地震			

頁行目等		修正	前				
	第6節 医療	・救護体制の整備					
P 3 2	現状 生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」、生駒市薬剤師会と 「災害時の医薬品の供給についての協定」を締結している。						
第2部	地震被害想定では、最悪のシナリオで2千人を超える負傷者が発生することが 課題 想されており、市立病院や市内医療機関の活動、消防本部の救急・救助活動だ では、速やかな医療・救護体制の確立が困難になるおそれがある。						
災害予防計画 第2章	平時から、災害時の応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システムなどを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。						
行政の防災体制の整備	→ 資料集 6-2	3-1 災害応援協定一覧 2-1 医療機関一覧 2-2 県内の災害拠点病院一覧					
my シ金浦	1 災害医療	 情報の収集伝達体制の整備	福祉健康部、市立病院				
第6節		に医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信					
医療・救護体		的確に活用できるよう入力操作等の研修や の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供					
制の整備	- "+ + 2						
		医療協力体制の整備	福祉健康部、消防本部、市立病院				
		・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協 集場所、派遣方法を定めるとともに、具体					
		、災害時に派遣される医療救護班や災害緊					
)) や災害派遣精神医療チーム (DPAT					
	体制や後方医	療体制、患者等の搬送体制等を整備する。					
	市立病院は、	災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体	制などを盛り込んだ病院災害対策マニュ				
	アルを作成し	、非常時の診療体制を確立する。					
		の整備	福祉健康部				
		ーー… の医療救護拠点をセラビーいこま、救護所	W. 1				
	理者、生駒市医師会、郡山保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る 具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。						
	また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。						
	4 医療品等の確保 福祉健康部、市立病院						
		で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤に等との連携により、流通備蓄により確保す					

修 正 後(案)

第6節 医療・救護体制の整備

現状	生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」、生駒市薬剤師会と
5元1八	「災害時の医薬品の供給についての協定」を締結している。
	地震被害想定では、最悪のシナリオで2千人を超える負傷者が発生することが予
課題	想されており、市立病院や市内医療機関の活動、消防本部の救急・救助活動だけ
	では、速やかな医療・救護体制の確立が困難になるおそれがある。
	平時から、災害時の応急医療活動を総合調整する体制づくりや、情報共有システ
基本方針	ムなどを整備するとともに、応急医療体制を支援する医薬品や医療資機材の備蓄、
	調達体制の整備、救急搬送体制の整備に努める。

- → 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- → 資料集 6-2-1 医療機関一覧
- → 資料集 6-2-2 県内の災害拠点病院一覧

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備 福祉健康部、市立病院

市は、災害時に医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信するため、奈良県広域災害・救急医療情 報システムを的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。

また、災害時の連絡調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

2 災害応急医療協力体制の整備

福祉健康部、消防本部、市立病院

市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等とあらかじめ協議し、災害時における医療救護班の編成 数、構成、参集場所、派遣方法を定めるとともに、具体的な連絡体制等を整備する。

また、併せて、災害時に派遣される医療救護班や災害緊急医療チーム(DMAT(以下、「DM AT」という)) や災害派遣精神医療チーム (DPAT (以下、「DPAT」という)) の受入れ 体制や後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。

市立病院は、災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体制などを盛り込んだ病院災害対策マニュ アルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

3 医療拠点の整備

福祉健康部

市は、災害時の医療救護拠点をセラビーいこま、救護所を各中学校に指定し、平時より、施設管 理者、生駒市医師会、郡山保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る 具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。

また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。

4 医療品等の確保

福祉健康部、市立病院

市は、救護所で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤師会生駒地区薬剤師会、生駒市薬剤師会、 日本赤十字社等との連携により、流通備蓄等により確保する。

追記

修正理由

頁行目等		修	正	前	
	第2節 土砂災害				
P 3 8	現状		–		
第2部	課題 域♂			検性が高まりつつあり、今後とも危険地 新たな危険性を増加させないよう監視	
災害予防計画 第3章	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害隊 基本方針 止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。				
事象別の災害 予防	→ 資料集 1-2-3 <u>-</u> → 資料集 2-3-1 <u>-</u>	市内の土砂災害警戒区域・± ±砂災害の前兆現象 ±砂災害警戒区域ごとの情報 ±砂災害警戒区域に係る災害	战 伝達方法等		
第2節	1 土砂災害対策	事業の推進		建設部	
. →. // → +.	市は、県の砂防事	業や急傾斜地崩壊対策事	業、地すべりき	対策事業の推進に協力するとともに、	
土砂災害予防	要に応じて、事業	推進の要請を行うなど、	土砂災害の予	防に努める	
		to the telescope.			
対策		て、危険箇所について事		策工事等の検討やパトロールの実施に努	
対策	また、必要に応じ める。 2 土砂災害リス	クの周知等	前調査し、対策	策工事等の検討やパトロールの実施に教 総務部、建設部	
対策	また、必要に応じ める。 2 土砂災害リス 市は、県が公表す	クの周知等	前調査し、対策	策工事等の検討やパトロールの実施に多 総務部、建設部 ドマップ等の作成や配布により、市民に	
対策	また、必要に応じ める。 2 土砂災害リス 市は、県が公表す 該当区域、避難情 なお、土砂災害警	クの周知等 る土砂災害警戒区域につ 報の伝達方法、避難所、	前調査し、対策の	策工事等の検討やパトロールの実施に禁 総務部、建設部 ドマップ等の作成や配布により、市民に 周知する。 推進に関する法律上、「地域防災計画に	
村策	また、必要に応じ める。 2 土砂災害リス 市は、県が公表す 該当区域、避難情 なお、土砂災害警 定めなければなら	クの周知等 る土砂災害警戒区域につ 報の伝達方法、避難所、 戒区域等における土砂災	前調査し、対策の	策工事等の検討やパトロールの実施に整 総務部、建設部 ドマップ等の作成や配布により、市民に 周知する。 推進に関する法律上、「地域防災計画に	
村策	また、必要に応じかる。 2 土砂災害リス市は、県が公表す該当区域、避難情なお、土砂災害警定めなければなら 3 土砂災害の警市は、土砂災害警情報等の各種情報アル」を作成する。	クの周知等 る土砂災害警戒区域につ報の伝達方法、避難所、 戒区域等における土砂災ない事項」についての詳 成避難体制の整備 戒 避難体制の整備 戒情報の発表、土砂災害	前調査し、対策のいて、ハザー避難経路等を経事防止対策の経知は、資料集響がで域の指導を対策の整備を対象がある地域のを開きませる。	衆工事等の検討やパトロールの実施に教 総務部、建設部 ドマップ等の作成や配布により、市民に 周知する。 推進に関する法律上、「地域防災計画に に示す。 総務部、建設部 定・公表、土砂災害の前兆現象に関する を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュ 域を対象として、積極的な自主防災会の	
对策	また、必要に応じかる。 2 土砂災害リス市は、県が公表す該当区域、避難情なお、土砂災害警定めなければなら 3 土砂災害の警市は、土砂災害警情報等の各種情報アル」を作成する。	クの周知等 る土砂災害警戒区域につ 報の伝達方法、避難所、 戒区域等における土砂災 ない事項」についての詳 戒避難体制の整備 戒情報の発表、土砂災害 を活用しながら、警戒避 必 災害警戒区域等が集中的 砂災害に対する自衛意識	前調査し、対策のいて、ハザー避難経路等を経事防止対策の経知は、資料集響がで域の指導を対策の整備を対象がある地域のを開きませる。	策工事等の検討やパトロールの実施に多総務部、建設部ドマップ等の作成や配布により、市民に周知する。推進に関する法律上、「地域防災計画に示す。 総務部、建設部定・公表、土砂災害の前兆現象に関するを行い、「避難勧告等判断・伝達マニニ域を対象として、積極的な自主防災会の	

修 正 後(案)

第2節 土砂災害予防対策

現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 356 箇所指定されており、そのうち 285 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。 (平成 30 年 12 月 7 日告示により市域指定完了)
課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。
基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

- → 資料集 1-2-2 市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- → 資料集 1-2-3 土砂災害の前兆現象
- → 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等
- → 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧

1 土砂災害対策事業の推進

建設部

市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必 要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。

また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努 める。

2 土砂災害リスクの周知等

総務部、建設部

市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に 該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。

なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に 定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。

3 土砂災害の警戒避難体制の整備 総務部、建設部

市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する 情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュ アル」を作成する。

また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の 育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。

4 宅地防災の推進

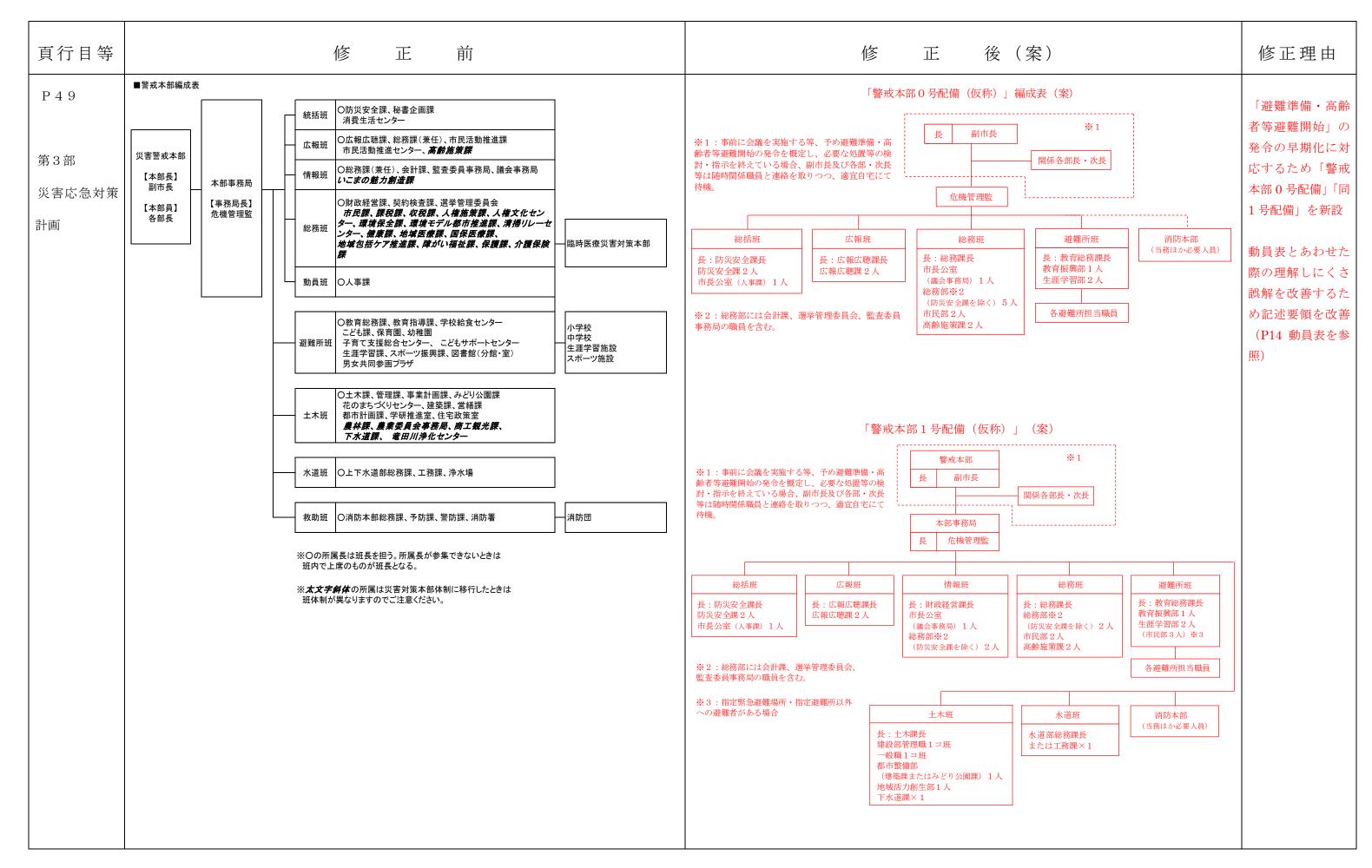
都市整備部

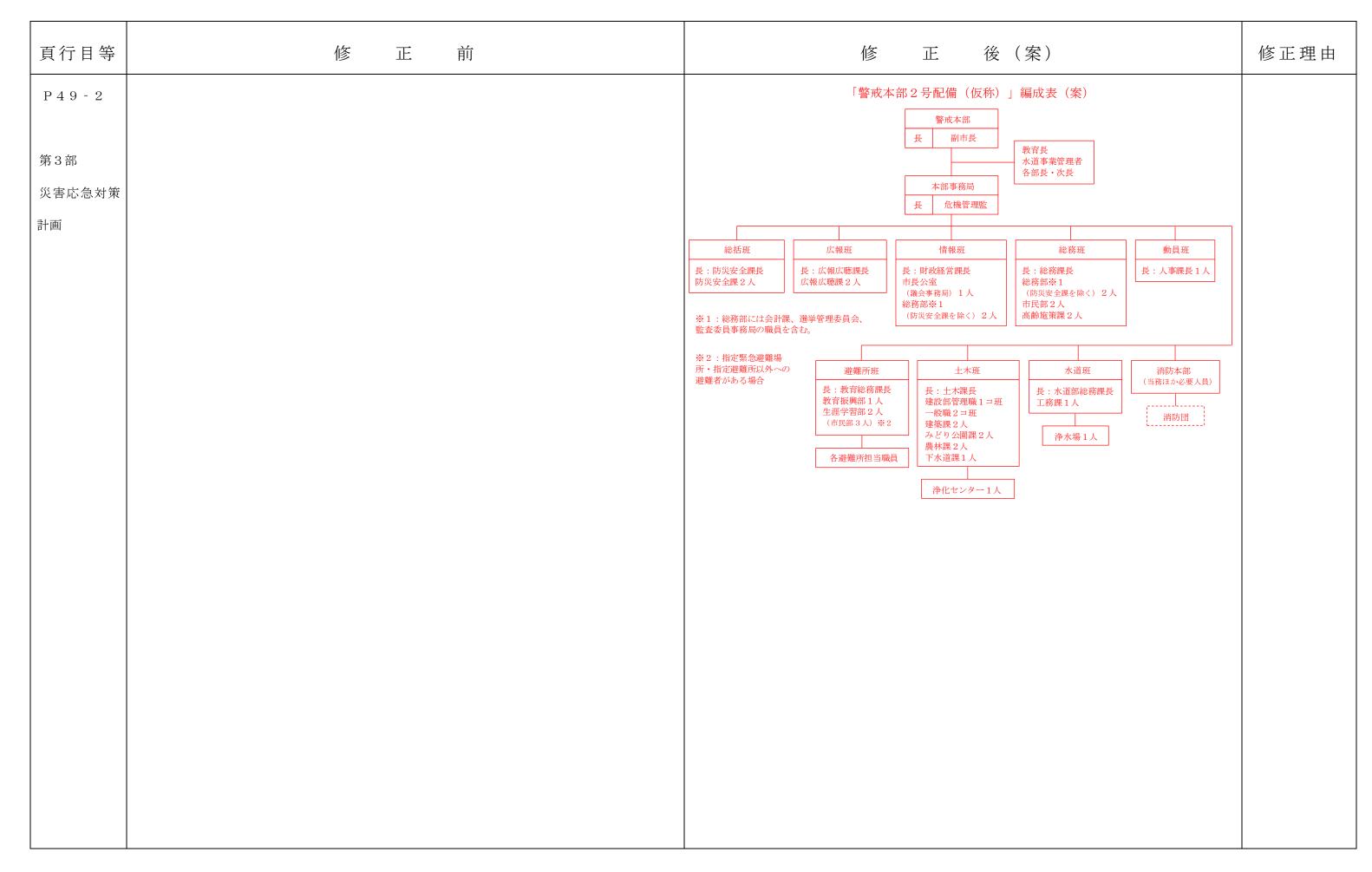
市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又 は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、 災害発生の未然防止に努める。

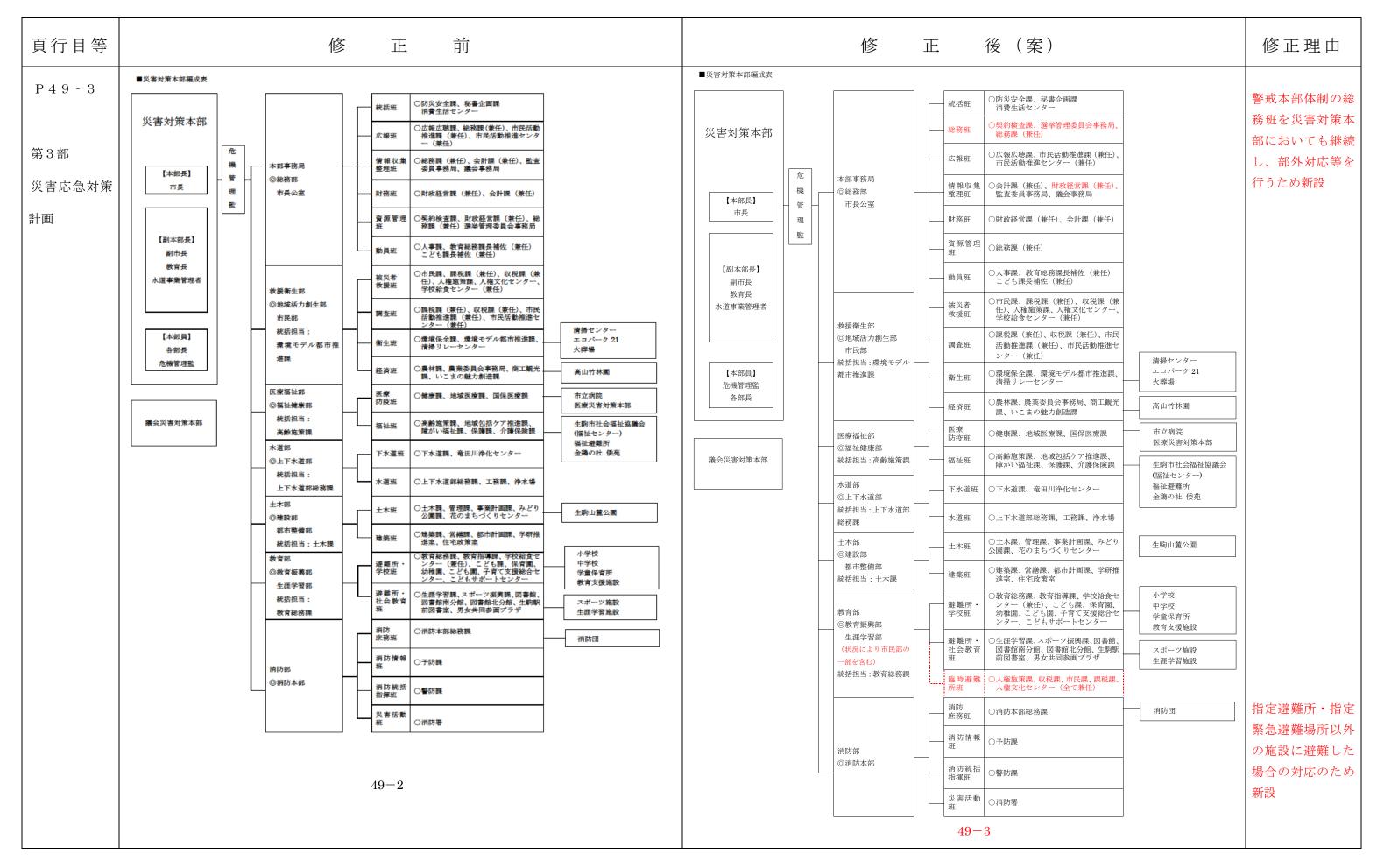
調査結果の更新 生駒市域指定完了

修正理由

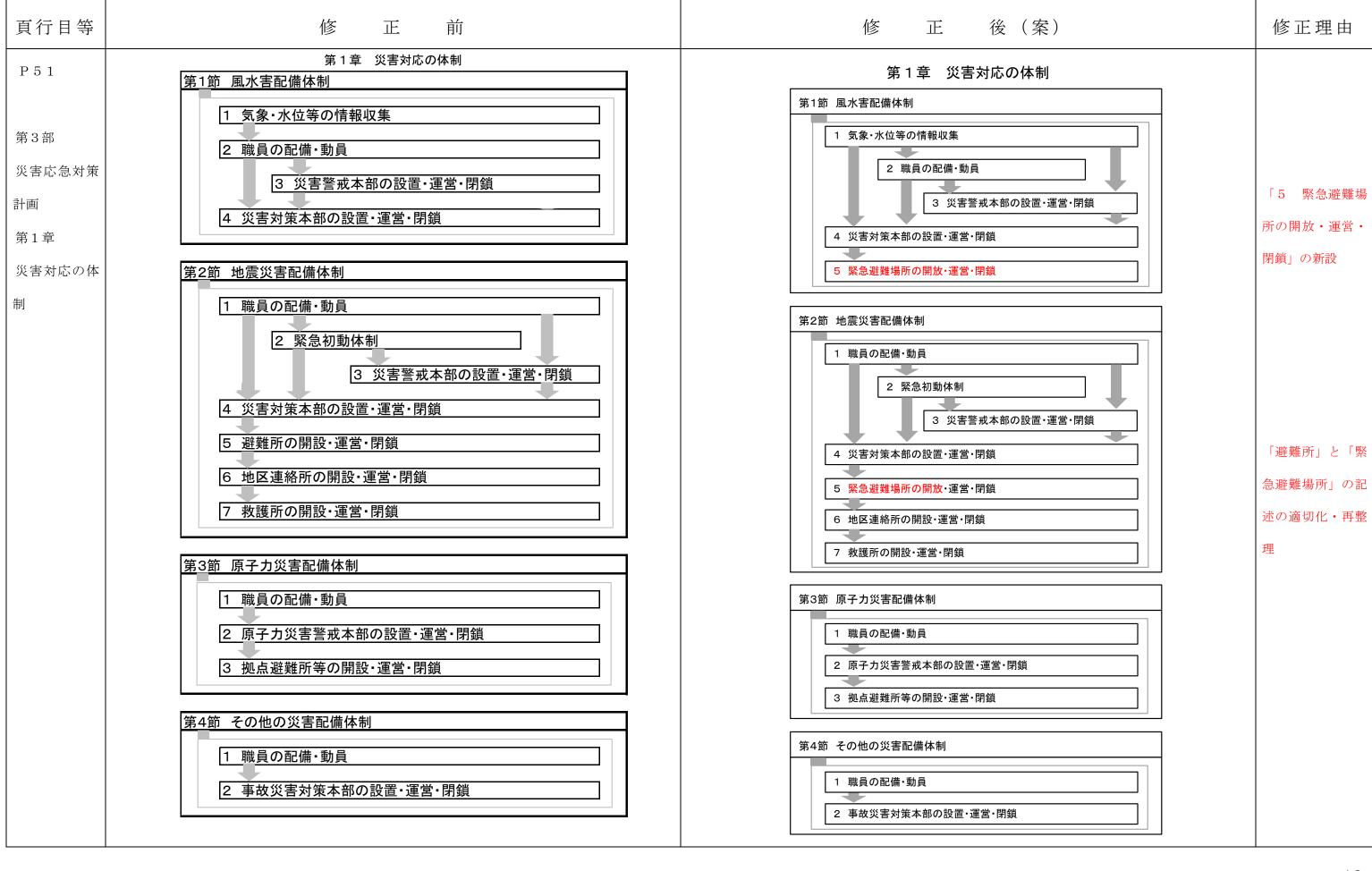
頁行目等		修	正前		修	正 後(案)	修正理由
D 4 4	第7節 危険物施設等の災害予防対策			第7節 危険物施設等の災害予防対策			
P 4 4 現状 市内には危険物施設が 119 施設(平成 30 年 2 月 1 日現在)、高圧ガス関連 2 施設ある。		設(平成30年2月1日現在)、高圧ガス関連施設が	現状	市内には危険物施設が 112 ½ 2 施設ある。	施設(平成31年2月1日現在)、高圧ガス関連施設が	年度更新	
第2部	た			課題	に伴い、益々複雑化、大規模	運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等 関化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づ 必要がある。	
災害予防計画 第3章	基本方針		防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理 の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導				
事象別の災害	→ 資料集 3-	-3-1 災害応援協定一覧		→ 資料集 3-	-3-1 災害応援協定一覧		
予防	1 危険物抗	施設等の災害予防	消防本部	1 危険物放	施設等の災害予防	消防本部	
第7節	等の状況につ		E地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量 記取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等 の防止に努める。	等の状況につ		在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量 施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等 大の防止に努める。	
危険物施設等	また、県と連		を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う	また、県と連		等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う	
の災害予防対							
策	2 危険物加	施設取扱事業者等の災害予防	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者	2 危険物放	施設取扱事業者等の災害予防	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者	
	点検の強化、	従業員に対する保安教育・訓練	東等の災害予防対策の実施に努める。	点検の強化、	従業員に対する保安教育・訓	練等の災害予防対策の実施に努める。	







頁行目等				修	正	前						修	IE	· 後	(案)				修正理由
	■動員表	 {							動員	 員表									
P 5 0	動	員区分	1 号警戒配備	2 号警戒配備	警戒本部	1号動員	2 号動員	3 号動員		動員区分	1 号警戒配備	2 号警戒配備	警戒本部 (0 号配備)	警戒本部 (1 号配備)	警戒本部 (2号配備)	1 号動員	2 号動員	3 号動員	避難情報の早期化
		目的	小規模災害に 対応する	複数の小規模 災害に対応す	産業に加える	中規模災害に対応する	複数の中規模 災害に対応す	大規模災害に 対応する		**	小規模災害に	複数の小規模	+	早期避難及び	避難及び複数	中規模災害	複数の中規	大規模災害	に対応するため
	風7	水害	警戒体制	ত	災害警戒本部		<u>්</u>			目的	対応する	災害に対応する	応する	小規模災害に 対応する	の小規模災害 に対応する	に対応する	模災害に対応する	に対応する	警戒本部 0 号配備、
第3部	4. 地道	20.7	B /// 11/4		体制 災害警戒本部	-				風台風水				災害警戒本部体					1 号配備の新設
災害応急対策	制	子力災害			体制 原子力災害警	災害対策本部体	制		体	害その他	警戒体制				災害警戒本部 体制 災害警戒本部	// fide	et na		
	1	故等			戒本部体制 事故災害対策	-			制	地震			原子力災害警		体制	災害対策本部	体制		原子力災害におけ
計画	争印	以 寺	□市に気象警	□河川水位が	本部体制 □避難準備情	□市に土砂災	□市内で中規	□市内で大規		原子力災害事故等	-		戒本部体制	事故災害対策本部	休制				る警戒本部、事故等
			報が発表されたとき	避難判断水位を超えた	報を発表するとき	害警戒情報が発表され	模の災害が複数発生し	模災害が発 生したとき		争以寸	□市に気象警	□河川水位が	□台風の接近	□予め「避難準	□「避難準備・	□市に土砂	□市内で中		災害対策本部体制
			□河川水位が 氾濫注意水	とき 口台風が接近	□北和又は中 和の市町村	たとき □市に特別警	たとき □その他市長	□市に震度 6 弱以上の揺			報が発表されたとき □河川水位が	避 難 判 断 水 位 を 超 えたとき	等により告難の発令	備・高齢者等避難開始」を	高齢者等避 難開始」を発 令するとき	情報が発	規模の災害が複数発生した		の見直し。
			位を超えたとき	し12時間以内に市域が	に土砂災害警戒情報が	報が発表されたとき	が配備の必要を認めた	れがあった とき			氾濫注意水位を超		が必要な状況にな	発令している、または発 令しようと			光生したとき	たとき □市に震度 6 弱以上の	
			□その他危機	暴風域に入	発表された	口市に記録的	女を認めたとき	□その他市長			えたとき	=	ることが予想され、			警報が発		揺れがあ ったとき	動員人員における
			管理監が配 備の必要を	ることが予 想されると	とき 口市に震度 5	短時間人雨 情報が発表		が配備の必要を認めた					日没あるいは風雨		とき	□市に記録			特に必要な職務の
	配備基準		認めたとき	□その他危機	弱の揺れがあったとき	されたとき 口市に震度 5		とき	西己有	計基準			が強まる前に、予め「悪難難	が発生した					
				管理監が配 備の必要を	□原子力災害 が発生し、広	強の揺れが あったとき			HG /	m 45 +-			「避難準備・高齢者等避難開	□1 号警戒配		が 発 表 さ れたとき □市に震度 5			明確化
				認めたとき	域避難者の 受入れを必	□市内で中規 模の災害が							・ ・	「 避 難 準 備・高齢者等		強の揺れ			
					要とすると	発生したとき					□その他危機 必要を認め	管理監が配備の たとき	□原子力災害 が発生し、	避難開始」を発行することが必要に		とき □市内で中			消防本部の体制強
					口その他副市 長が配備の	口その他市長 が配備の必							広域避難者の受入れを	とが必要に なったとき		規模の災害が発生			化時期を変更。
					必要を認め	要を認めた							必要とするとき			したとき			
	警戒体制	・本部休制	危機管理監	危機管理監	たとき 副市長	とき 市長、副市長	市長、副市長	市長、副市長		本部	危機管理監	危機管理監	□その他副市	長が配備の必要を	:認めたとき		が配備の必要を 市長、副市長		災害対策本部の縮
		市長公安	1人	広報広聴課 1 人+2人	公室長、次長+ 広報広聴課2					市長公室	1人(広報広聴課)	広報広聴課、人事 課、議会事務局各	公室長、次長、瓜島)	太報広聴課3人+人事	2人(人事・議会事務				小体制に関する事
	本部	公室			人+ 4人 部長、危機管理	_				部	****	1人 危機管理監、防災	部長、危機管理監 総務課2人+4/	生、 <mark>次長、</mark> 防災安全課	長+防災安全課2人+				項の追加
	事務局	総務部	防災安全課長	災安全課長+ 防災安全課 2	監、防災安全課				77	総務部	防災安全課長+ 防災安全課2人 +3人	安全課 2 人+総務課 (情報) 1人							
		WC 135 Uh	2人+3人	人+総務課(情	課 2 人+総務				救	接 地域活力	1人(農林課)	+4人 農林課2人 <u>※</u> 1	_	農林課1人	部長、次長				欄外注釈の追加
		地域活力	1人	農林課2人	課2人+4人 部長、次長、農	-				上部 市民部		2 人	2 人	2人	農林課2人 部長、次長+2人	 1/4 程度の職員			MAN LITTLE CONTRACTOR
	救援 衛生部	創生部 市民部	1人	2人	林課2人 部長、次長+2					止部 健康部	1人	2人	部長、次長(1人	、)+高齢施策課2人 部長、次長	部長、次長		1/2 程度の職員		
	医療	福祉			人 部長、次長+高	1/4程度の職員			土	建設部	管理職1コ班 一般職1コ班	管理職1コ班 一般職2コ班	_	管理職1コ班 一般職1コ班	管理職1コ班 一般職2コ班		1/4 性度の職員	全職員	
	福祉部	健康部	1人 土木課長+管	2人	齢施策課2人		1/2 程度の職			都市整備部	1 人	4人	_	1人	部長、次長、+4 人 事業管理者、部長、				
		建設部	理職1班	部長、次長、土班、一般職2班	木課長、管理職 1		員	全職員	水泊	上下 水道部	2 人	2人+浄水場1人 +浄化センター1		2 人	次長+3人 +浄水場 1 人+浄				
	土木部	都市			部長、次長、建	-				教育	1人			育総務課1人+1人+	化センター1人 教育長、部長、次月		_		
		整備部	1人	どり公園課 2 人	築課2人、みど り公園課2人				教育	振興部 生涯 学習部	1人	+1人 生涯学習課 1 人 +1人	避難所担当 部長、次長、生涯	王学習課 1 人+ 1 人+	+1人+避難所担 避難所担当	<u> </u>	_		
		LT		2人+浄水場1	事業管理者、部 長、次長、3人					(市民部) ※ 2	_	_	_	(3人)			-		
	水道部	上下 水道部	2 人	人+浄化セン ター1人	+浄水場 1 人 +浄化センタ				消	方部 消防 本部	当務ほか必要人員		1		1	交代制勤務 1/3 を除く職員			
		教育	46. 10	教育総務課 1	一1人 教育長、部長、	水長 拗苔総姦鲴	_		避	難所自動参集職員	-	_	_	_	_	あらかじめ指定 震度5強以上の	された職員 也震の場合は自動参	集	
	教育部	振興部	1人	人+1人	1人+1人※避難	難所担当(開設時)			災害でき		当初1号~3号動」	員で職員を動員	するが、災害応	急対策の進捗や	災害の規模等に	応じて適宜動	員・組織編成を	縮小することが	
		生涯 学習部	1人	生涯学習課 1 人+1人	部長、次長、生涯人 ※避難所担	当 (開設時)] 	※ 1	:自治会等の行					員(自治会への)	車絡準備のため)		
	消防部	消防 本部	当務ほか必要人	Į.	交代制勤務 1/3 を除く職員				*2	:疳疋緊思避	推場所·指定避難	EIが以外の施設	に避難者かある	物官					
	避難所自	動参集職員	_	-	_	あらかじめ指定 震度5強以上の	された職員 地震の場合は自動	参集											
			•		•														
									1										



頁行目等	修正前	修正後(案)	修正理由
P 5 2	第1節 風水害配備体制 職員は、気象状況等により、風水害の発生が予想され、警戒を必要とするときは、気象、水防等の情報を自ら収集し、必要がある時は迅速に対応できるよう準備しておくことが必要である。また、緊急時の連絡体制や動員体制についても平常時から確認しておく。	第1節 風水害配備体制 職員は、気象状況等により、風水害の発生が予想され、警戒を必要とするときは、気象、水防等の情報を自ら収集し、必要がある時は迅速に対応できるよう準備しておくことが必要である。 また、緊急時の連絡体制や動員体制についても平常時から確認しておく。	
第3部	【各項の業務実施時期の目安】	【各項の業務実施時期の目安】	
災害応急対策	業務実施時期の目安 ***	業務実施時期の目安 *** ** ** ** ** ** ** ** **	
計画	1 気象・水位等の情報収集 24 時間 24 時間 24 時間 7日 1 7所月 1 1 7所月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 気象・水位等の情報収集	
第1章	2 職員の配備・動員 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	2 職員の配備・動員 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
災害対応の体	4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (参照) マニュアル編 第1章第1節 風水害配備体制	4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖	「5 緊急避難場
制	資料集 1-2-5 水防警報河川・水位周知河川一覧 資料集 3-2-3 水位観測所一覧 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-2-4 水防警報の種類及び基準	(参照) マニュアル編 第1章第1節 風水害配備体制 資料集 1-2-5 水防警報河川・水位周知河川一覧 資料集 3-2-3 水位観測所一覧	所の開放・運営・閉鎖」新設
第1節	資料集 3-1-5 生駒市地域防災計画における水防 資料集 3-2-5 警報発令時の信号 計画に関する事項 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 3-2-1 気象予警報等の発表基準 資料集 4-2-2 気象予警報等の伝達系統	資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-2-4 水防警報の種類及び基準 資料集 3-1-5 生駒市地域防災計画における水防 資料集 3-2-5 警報発令時の信号 計画に関する事項 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目	
風水害配備体	資料集 3-2-2 雨量観測所一覧 資料集 4-2-3 水防警報の伝達系統	資料集 3-2-1 気象予警報等の発表基準 資料集 4-2-2 気象予警報等の伝達系統 資料集 3-2-2 雨量観測所一覧 資料集 4-2-3 水防警報の伝達系統	
制	1 気象・水位等の情報収集 担当部 本部事務局、土木部、消防部	1 気象・水位等の情報収集	
	実施内容 台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る気象注意報、警報、	担当部 防災安全課、建設部、消防本部	
	特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握	実施内容 台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る気象注意報、警報、	警戒本部・対策本
	するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒	特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握	部の開設前の段階
	することもに、附重や例川水位の観例情報を吊時監視し、状況に応じた次音書成 体制をとる。	するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒	
	また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。	体制をとる。	であるため、平素
	主な連携先 県 (雨量、水位の観測等)、奈良地方気象台(気象観測等)	また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。	の名称に修正
	土な建物儿 宗(南重、小位の戦闘寺)、宗良地力风参日(风参戦闘寺)	主な連携先 県 (雨量、水位の観測等)、奈良地方気象台 (気象観測等)	
	2. 聯号の記供,動号	TO COLUMN TO THE PROPERTY OF T	
	2 職員の配備・動員	2 職員の配備・動員	
	担当部 本部事務局ほか各部 実施内容 動員表 (50 頁) の基準に基づき、動員を行う。	担当部本部事務局ほか各部	
	美旭内谷 勤貞衣 (50 貝) の基準に基づさ、助貝を11 7。 動員職員は、「マニュアル編」にしたがい、配備につく。	実施内容 動員表(50頁)の基準に基づき、動員を行う。	
	おお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、	動員職員は、「マニュアル編」にしたがい、配備につく。	
	携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。	なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、	
	主な連携先	携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。	
	工 6/2/1/17	主な連携先	

頁行目等		修正前		修 正 後(案)	修正理由
P 5 3	担当部	成本部の設置・運営・閉鎖 本部事務局ほか各部	担当部	成本部の設置・運営・閉鎖 統括班、他各班	警戒本部における
第3部	実施内容	気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の 発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災 害警戒本部を設置する。	実施内容	気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の 発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災 害警戒本部を設置する。	名称に修正
災害応急対策 計画		災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、 各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。		災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、 各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたときは警戒本部を閉 鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宣の体制に移行し、段階的に縮	警戒が不要になっ た後も、状況によ り一部の職員の対
第1章		消防団(水防活動)、奈良県	ナル油推生	小・解除する。市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。 消防団(水防活動)、奈良県	が必要であるた 応が必要であるた
災害対応の体			上な理務元	捐例四(小例佰勤)、宗政宗	め
制	担当部	本部事務局ほか各部市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と	4 災害対 領 担当部	後本部の設置・運営・閉鎖 本部事務局ほか各部	応急対策等の進捗
第1節 風水害配備体制		認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、 各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対 策本部を移設する。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認 めたときは、災害対策本部を閉鎖する。	実施内容	市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と 認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、 各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対 策本部を移設する。 また、災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を	により多数の職員 の動員を続ける必 要はなくなるため 風水害時における
	主な連携先	消防団(災害対策)、防災関係機関(リエゾン派遣)、県(リエゾン派遣)		縮小し、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が 認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。	緊急避難場所の開 放について規定さ
			主な連携先	消防団(災害対策)、防災関係機関(リエゾン派遣)、県(リエゾン派遣)	れていなかったた め新設
			5 緊急避	難場所の開放・運営・閉鎖	*> 191 BX
			担当部	警戒本部避難所班、教育部、施設管理者、自主防災会	
			実施内容	避難勧告等を発令するとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認めるときは、気象情報や水位情報、被害の発生状況等に応じて、指定緊急避難場所のうち必要な施設を選定・開放し避難者を受け入れる。 緊急避難場所には事前に職員を派遣し、施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 職員が不在のときは施設管理者が緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。 避難勧告等の解除の後、避難者の退去完了により緊急避難場所を閉鎖する。 緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を一部準用して行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会等と連携し併せてその状況も把握する。	
			主な連携先		
			避難所を	開設する場合については、第4章第1節第1項を参照	

修 頁行目等 IE. 前 第2節 地震災害配備体制 P 5 4 地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防 御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制を とるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。 第3部 【各項の業務実施時期の目安】 業務実施時期の目安 災害応急対策 発災後~ 3時間~ 3日~ 7日 1か月~ 3 時間 24 時間 ~3 日 計画 1 職員の配備・動員 2 緊急初動体制 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 第1章 4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖 5 避難所の開設・運営・閉鎖 災害対応の体 6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖 7 救護所の開設・運営・閉鎖 制 (参照) マニュアル編 第1章第2節 地震災害配備体制 マニュアル編 第3章第3節 医療・救護活動 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-2-7 震度階級表 第2節 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点 関連計画集 避難所運営マニュアル 地震災害配備 1 職員の配備・動員 体制 担当部 本部事務局ほか各部 実施内容 動員表(50頁)の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備に つく。 主な連携先 2 緊急初動体制 本部事務局ほか各部 担当部 実施内容 勤務時間外に、市域で震度5弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防 本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を 行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災 害対策本部を設置したときなどに解除する。 主な連携先 奈良県 3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖 担当部 本部事務局ほか各部 実施内容 市域で震度5弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部 の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと副市長が 認めたとき、又は市長が災害対策本部の設置が必要と認めたときなどに災害警戒 本部を閉鎖する。 主な連携先 消防団 (災害対策)、奈良県

後 (案) 修 正

第2節 地震災害配備体制

地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防 御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制を とるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

【各項の業務実施時期の目安】

資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点

			業務実施時期の目安					
		発災後~	3 時間~	24 時間	3 日~	7日~	1か月~	
		3 時間	24 時間	~3 日	7日	1 か月	1 % 71	
1	職員の配備・動員							
2	緊急初動体制							
3	災害警戒本部の設置・運営・閉鎖							
4	災害対策本部の設置・運営・閉鎖							
5	緊急避難場所の開放・運営・閉鎖							
6	地区連絡所の開設・運営・閉鎖							
7	救護所の開設・運営・閉鎖							
(ह	参照)							
₹:	ニュアル編 第1章第2節 地震災害配備体制	マニュアル	編 第3	章第3節	医療•	救護活動	b	
資料	4集 3-1-2 災害対策本部編成表	資料集 3-2-	-7 震度	階級表				
咨*	科集 3-1-3 緊急初動体制	資料集 4-2		別収集情	報項日			

1 職員の配	備・動員				
担当部本部事務局ほか各部					
実施内容	動員表(50頁)の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。とも				
主な連携先	_				

関連計画集 避難所運営マニュアル

2 緊急初動体制										
担当部	本部事務局ほか各部									
実施内容	勤務時間外に、市域で震度5弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。									
主な連携先	奈良県									

3 災害警戒	本部の設置・運営・閉鎖
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域で震度5弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。
	災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部
	の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。
	また、危険がなくなったと副市長が認めたときは警戒本部を閉鎖するとともに、
	被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。市
	長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団(災害対策)、奈良県

警戒が不要になっ た後も、状況によ り一部の職員の対 応が必要であるた

修正理由

頁行目等		修 正 前		修 正 後(案)	修正理由
P 5 5		を本部の設置・運営・閉鎖 		策本部の設置・運営・閉鎖	
	担当部	本部事務局ほか各部	担当部	本部事務局ほか各部	応急対策等の進捗
第3部	実施内容	市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部 の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。	実施内容	市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部 の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。	により多数の職員 の動員を続ける必
災害応急対策		なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対 策本部を移設する。		なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対 策本部を移設する。	要はなくなるため
計画		また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。		また、災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を 縮小し、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が	
第1章	主な連携先	消防団(災害対策)、防災関係機関(リエゾン派遣)、奈良県(リエゾン派遣等)		認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。	
災害対応の体			主な連携先	消防団(災害対策)、防災関係機関(リエゾン派遣)、奈良県(リエゾン派遣等)	
	5 避難所 <i>の</i>	開設・運営・閉鎖			
制	担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会	5 緊急避	離場所の開放・運営・閉鎖	避難所と緊急避難
	実施内容	市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全て	担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会	場所の用語の適切
第2節		の避難所を開設し、避難者を受入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災	実施内容	市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての <mark>緊急避難場所</mark> を開放し、避難者を受入れる。	化、再整理 (災害対策基本法
地震災害配備		会が、施設の安全を確認したのち避難所を開設し、避難者を受入れる。		職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災	との整合)
体制)) \	避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。		会が、施設の安全を確認したのち <mark>緊急避難場所</mark> を <mark>開放</mark> し、避難者を受入れる。	(P28 第 1 節 第
k4-,1113	主な連携先	奈艮県		緊急避難場所の開放・運営は、「避難所運営マニュアル」を一部準用して行う。	1項 避難所の開
				指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、自主防災会と連携し併せ	
		所の開設・運営・閉鎖	> > > > 10 11% M	てその状況も把握する。	設•運営•閉鎖参照)
	担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会	主な連携先	<u> </u>	
	実施内容	市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、 広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を	<u> </u>	・開設する場合については、第4章第1節第1項を参照	指定緊急避難場所 以外の施設に避難
		開設する。		各所の開設・運営・閉鎖	した場合の対応を
		地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報(生埋者・死傷	担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会	追記
		者・建物被害・火災・道路被害等の概数)の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害	実施内容	市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、 広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を 開設する。	世山
	主な連携先	の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。 各中学校(地区連絡所の開設・運営)、奈良県		地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報(生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数)の収集、避難所の開設と市民の避難誘	
				導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。	
	7 救護所 <i>σ</i>)開設・運営・閉鎖		なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害	
	担当部	医療福祉部、生駒市医師会		の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。	
	実施内容	市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。	主な連携先	各中学校(地区連絡所の開設・運営)、奈良県	
		救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。			
	主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等(救護所の開設、医薬品の確保)	7 救護所σ)開設・運営・閉鎖	
			担当部	医療福祉部、生駒市医師会	
			実施内容	市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。	
			主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等(救護所の開設、医薬品の確保)	

頁行目等	修正前	修 正 後(案)	修正理由
P 6 6	第1節 避難行動 市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。	第1節 避難行動 市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。	
第3部 災害応急対策 計画 第3章	【各項の業務実施時期の目安】	【各項の業務実施時期の目安】	
生命を守るための対策	資料集 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等1 避難勧告等の発令担当部 本部事務局、消防部	資料集 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等 1 避難勧告等の発令 担当部 本部、本部事務局、消防部	
第1節 避難行動	実施内容 気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等の判断し、市民への情報伝達を実施する。また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに市長に報告する。 主な連携先 消防団 (情報伝達等)、自治会長 (情報伝達等)、県 (避難勧告判断の助言)	実施内容 本部事務局は、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、 警戒本部長又は災害対策本部長は避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等 を判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、警戒本部長又は災害対策本部長が避 難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職 員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに警戒本部長又は災	警戒本部長の発令 権限を明確化
	※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる 2 避難誘導 担当部 本部事務局、消防部	害対策本部長に報告する。 主な連携先 消防団 (情報伝達等)、自治会長 (情報伝達等)、県 (避難勧告判断の助言) ※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる	
	実施内容 消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。 主な連携先 消防団 (避難誘導等)、自主防災会 (避難誘導等)、生駒警察署 (避難誘導等)	2 避難誘導 担当部 本部事務局、消防部 実施内容 消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。	
	3 警戒区域の設定 担当部 本部事務局、消防部	主な連携先 消防団 (避難誘導等)、自主防災会 (避難誘導等)、生駒警察署 (避難誘導等)	
	実施内容 市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を 講じる。	3 警戒区域の設定担当部本部事務局、消防部実施内容市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに	
	主な連携先 消防団 (警戒区域の設定)、生駒警察署 (警戒区域の設定)、 自衛隊 (警戒区域の設定)	は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を 講じる。 主な連携先 消防団 (警戒区域の設定)、生駒警察署 (警戒区域の設定)、	
	4 帰宅困難者対策 担当部 本部事務局	自衛隊(警戒区域の設定)	関係部の追加
	実施内容 市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、	4 帰宅困難者対策 担当部 本部事務局、教育部(緊急避難場所) 実施内容 市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。	
		主な連携先 奈良県、近隣市町村等	

頁行目等 P 7 2 第3部 計画 第4章 生活を守るた めの対策 第1節 避難生活支援

修正 前

正 後(案) 修

修正理由

第1節 避難生活支援

災害による家屋の倒壊、浸水、流失等により避難生活を必要とする住民を臨時に受入れることので きる避難所を指定し、開設する。

避難所では、必要に応じて食料や飲料水、毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報 の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。

また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報 災害応急対策」の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

【冬頃の業務宝施時期の日安】

「日次の未切大心时別の日文」							
		業務実施時期の目安					
	発災後~ 3時間	3 時間~ 24 時間	24 時間 ~3 日	3日~ 7日	7日~ 1か月	1か月~	
1 避難所の開設・運営・閉鎖	V 17/11/1	2179111	, , , ,		, ,		
2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖							
(参照) マニュアル編 第4章第1節 避難生活支援 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧	関連計画	画集 避	難所運営	マニュア	ル		

1 避難所の開設・運営・閉鎖

担当部	教育部						
実施内容	避難勧告等を行ったとき、市民の自主避難が予想されるとき、その他必要と認め						
	るときは、直ちに指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。						
	避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者						
	の受入れを行う。						
	なお、市民等避難者は、避難生活が長期化するときは、避難所に「避難所運営委						
	員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。						
	また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、						
	災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。						
主な連携先	施設管理者(避難所開設・運営への協力)、自治会・自主防災会(避難所運営)、						
	ボランティア (避難所運営への協力)						

※避難所が不足するときは、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等の借り上げ、野外に建物仮設、テント使用等 多様な避難所の確保に努める。

2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖 担当部 医療福祉部 被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での 実施内容 生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニ ーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティ ア等の人材や福祉用具等を確保する。 主な連携先 社会福祉施設(福祉避難所開設・運営への協力)、ボランティア(コミュニケーシ ョン支援等)

第1節 避難生活支援

災害による家屋の倒壊、浸水、流失等により避難生活を必要とする住民を臨時に受入れることので きる避難所を指定し、開設する。

避難所では、必要に応じて食料や飲料水、毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報 の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。

また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報 の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後~ 3時間	3 時間~ 24 時間	24 時間~	3日~ 7日	7日~ 1か月	1 か月~
1 避難所の開設・運営・閉鎖						
2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖						
(参照) マニュアル編 第4章第1節 避難生活支援 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧	関連計	画集 避	難所運営	マニュア	ル	

1 避難所の開設・運営・閉鎖 担当部 教育部 実施内容 緊急避難場所に避難者を受け入れたときやその他必要と認めるときは、災害の

> 規模・被害状況、避難者の状況、予想される避難期間の長さ等に応じて、指定 避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。 避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難

者の受入れを行う。

なお、市民等避難者は、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士 の協力による自主的な運営を行う。

また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、 災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。

指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。

指定緊急避難場所以外の施設に住民などが避難し避難の長期化が予想される場 合は、努めて早期に開設した指定避難所に収容するが、大規模災害時等やむを 得ず当該施設での避難が長期化する場合は、「臨時の避難所」として状況を把握 し、適宜必要な支援を調整する。

主な連携先 施設管理者(避難所開設・運営への協力)、自治会・自主防災会(避難所運営)、

ボランティア (避難所運営への協力)

2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖	
担当部	医療福祉部
実施内容	被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での 生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティ
	ア等の人材や福祉用具等を確保する。
主な連携先	社会福祉施設(福祉避難所開設・運営への協力)、ボランティア(コミュニケーシ
	ョン支援等)

避難所と緊急避難 場所の用語の適切 化、再整理

(災害対策基本法 との整合)

(P19 第2節 第 5項 緊急避難場 所の開放・運営・ 閉鎖参照)

指定緊急避難場 所、指定避難所以 外の施設に避難し た場合の対応を追